

2月21日開催の組合会において、平成31年度健康保険料率、平成31年度予算、組合規約一部変更、あはき療養費の支払方法の変更が承認されましたのでお知らせいたします。

平成31年度健康保険料率

☆ 健康保険料率 ☆

平成31年度予算編成にあたり、高齢者納付金が大幅に増加したため一般保険料率を89/1,000から93/1,000に引き上げさせていただくこととなりました。

○一般保険料率

平成30年度の一般保険料率は下記のとおりです。

	一般保険料率	調整保険料率	合計保険料率
事業主	54.220/1,000 (52.226/1,000)	0.780/1,000 (0.774/1,000)	55.000/1,000 (53.000/1,000)
被保険者	37.470/1,000 (35.474/1,000)	0.530/1,000 (0.526/1,000)	38.000/1,000 (36.000/1,000)
合計	91.690/1,000 (87.700/1,000)	1.310/1,000 (1.300/1,000)	93.000/1,000 (89.000/1,000)

※()内は昨年度の料率

○介護保険料率

平成31年度の介護保険料率(昨年度と変更ありません)

介護保険料率	
事業主	7.500/1,000
被保険者	7.500/1,000
合計	15.000/1,000

○実施時期 : H31年3月1日(平成30年4月20日払い給与控除分から適用)

被扶養者の異動について

＜異動届をお忘れなく！＞

もうすぐ新年度になりますが、特にご子息が学校を卒業し就職などによりみなさんの扶養から外れる時は、当健康保険組合へ「被扶養者異動届」を提出いただき、扶養から外す手続きを忘れないようお願いいたします。
扶養に該当しない人を扶養認定していると、余分な医療費や納付金を支払うことになり、健保財政に大きな影響を与えることになります。

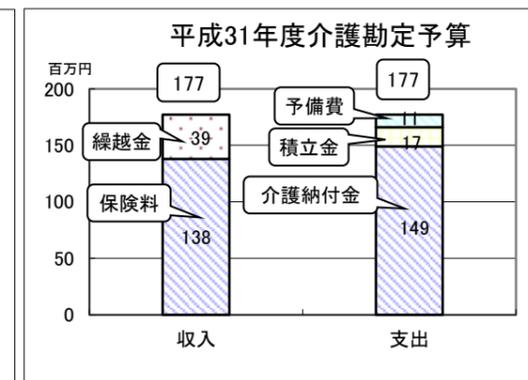
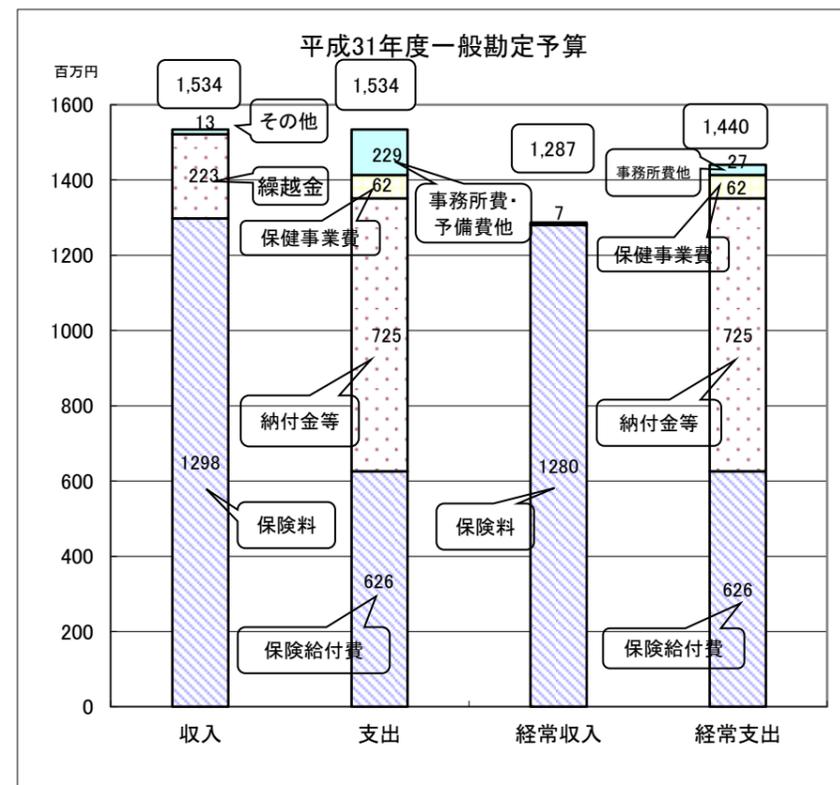
平成31年度予算

☆ 一般勘定 ☆

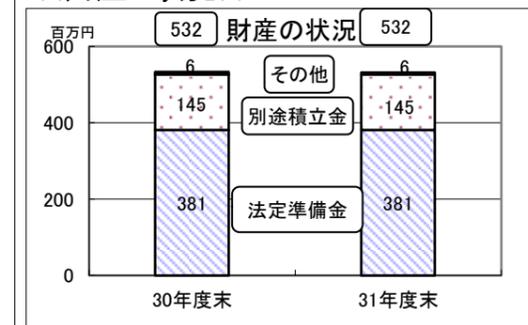
- 基礎数値として、被保険者数は新入社員の増加等で前年度見込みに比べ28名増の2,390名としました。保険料率は93/1,000に変更となります。標準報酬月額404,563円、総標準賞与額は2,482百万円と昨年実績ベースとしました。
- 収入面では、前年度繰越金が223百万円となります。一般保険料は1,280百万円、調整保険料が18百万円を見込んでいます。その他財政調整交付金5百万円、特定健康診査等事業収入4百万円等を加え、収入合計は1,534百万円となります。
- 一方支出面では、保険給付費は前年度実績見込みに対し6百万円増の626百万円を見込みました。また、納付金では前期高齢者納付金が、前期高齢者の医療費が大幅に増加したことや平成29年度の精算などにより、158百万円増加の423百万円となります。後期高齢者支援金も18百万円増加の302百万円となり、納付金全体で725百万円と前年度実績見込みに対し、174百万円の増加となります。保健事業費は62百万円、財政調整拠出金18百万円、予備費75百万円等を加え、支出合計は1,534百万円を見込んでいます。

☆ 介護勘定 ☆

- 介護勘定の支出は介護納付金のみですが、平成29年度から導入された総報酬割の拡大により納付がさらに増加傾向となっています。介護保険料率については、昨年同様15/1,000としました。
- 介護保険収入は、138百万円を見込んでいます。前年度からの繰越金39百万円を加え、収入合計は177百万円を見込んでいます。
支出は、介護納付金を149百万円と見込んでいます。その他積立金に17百万円、予備費11百万円を計上し、支出合計は177百万円となります。



☆ 財産の状況 ☆



組合同約の一部変更

保険料率の変更に伴い、組合同約の一部を下記のとおり変更いたしました。

1. 組合同約の変更について

(1) 第60条（一般保険料及び調整保険料の負担割合）中の「89分の53は事業主、89分の36は被保険者」を「93分の55は事業主、93分の38は被保険者」に改める。

附 則

この規約は、平成31年3月1日から施行する。

2. 規約変更理由書

保険料率の変更に伴い、規約に定める事業主及び被保険者の負担割合を変更する。

3. 新旧条文対照表

新	旧
(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第60条 一般保険料額及び調整保険料額の93分の55は事業主、93分の38は被保険者において負担する。 附 則 この規約は、平成31年3月1日から施行する。	(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第60条 一般保険料額及び調整保険料額の89分の53は事業主、89分の36は被保険者において負担する。

(注) _____下線部が変更か所

あはき(あんまマッサージ指圧・はり・きゅう)療養費の支払方法変更の件

1. あんまマッサージ指圧・はり・きゅう（以下あはき）療養費の支払方法を、従来の「代理受領払い」が厚生労働省の指導で廃止になったことに伴い「償還払い」に変更します。

⇒「償還払い」

患者が一旦全額を施術者へ支払い、施術の請求書、必要な添付書類を健康保険組合に提出し、審査後健康保険組合が患者へ療養費（7割）を支払う。

⇒「代理受領払い」

現在「あはき療養費」の支払いに適用されている方法

柔道整復で認められている「受領委任払い」と同様の支払方法ですが、患者・施術者の二者間の同意による委任契約で、健康保険組合の裁量で認められた支払方法であり、行政による指導監督はないため、不正請求が発生している。

⇒「受領委任払い」

柔道整復（接骨院・整骨院）に認められている支払方法で、患者が施術者へ自己負担分（3割）を支払い、健康保険組合が施術者へ療養費（7割）を支払う。

2. 変更時期・変更理由等

(1) 変更日 : 平成31年4月1日（平成31年4月1日以降の施術分から変更）

(2) 変更理由：施術者側の手続きの不備等による不正請求が横行しているため、療養費の適正化に向けて、あはき受療者と直接健康保険組合が手続きを行うことにより、不正施術の撲滅、理解不足による過剰、安易な施術を抑制する。

⇒あはき療養費の支給対象疾病については、慢性疾患で医師の適切な治療手段がないもの。

- ・あんまマッサージ指圧は、「筋麻痺」、「関節拘縮」など
- ・はり・きゅうは、「神経痛」、「リウマチ」、「頸腕症候群」、「五十肩」、「腰痛症」など
- ・支給条件としては「医師の同意書」が必要となります。

(3) 支払方法：患者が一旦全額を施術者（鍼灸院等）に支払い、あはき療養費申請書、領収書及び添付書類（医師の同意書、施術報告書、往療内訳書等）を健康保険組合に提出し、審査・決定後療養費（7割）を支給します。

※あはき療養費申請書は、当健康保険組合にお問合せください。

三菱製鋼健康保険組合 TEL：03 - 6262 - 8607

以 上